

平成 27 年 (2015 年) 11 月 20 日
 総務部情報公開・法務課法務係
 (課長) 福田雄一 (担当) 北島隆英
 電 話 : 026-235-7057 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線 2287
 F A X : 026-235-7370
 E-mail : kokai@pref.nagano.lg.jp

平成 27 年 11 月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 9 件、新設条例案 2 件、廃止条例案 1 件を提出予定です。

一部改正条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p>住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p>知事が本人確認情報を利用することができる事務を追加するとともに、知事以外の執行機関が行う事務に対しても本人確認情報を提供することができることとするほか、所要の改正を行います。</p> <p>(平成 28 年 1 月 1 日から施行)</p> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) Email: shichoson@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p>長野県県税条例の一部を改正する条例案</p> <p>地域再生法の一部改正に伴い、県内における安定した良質な雇用確保に資する企業等の本社機能の移転・新增設を行う事業者に課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を行います。</p> <p>(公布の日から施行し、平成 27 年 11 月 1 日から適用)</p> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp 産業立地・経営支援課 026-235-7496 (FAX) Email: keieishien@pref.nagano.lg.jp</p>

<p>3</p>	<p>長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例案</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により個人番号の利用が開始されることに伴い、実施機関が保有することとなる特定個人情報（個人番号を内容に含む個人情報）について、収集目的以外の目的での利用の制限等を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成 28 年 1 月 1 日から施行）</p> <p>情報公開・法務課 026-235-7370 (FAX) Email: kokai@pref.nagano.lg.jp</p>
<p>4</p>	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>市町村への権限移譲を進めるため、小諸市からの要望により旅券法に基づく一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務の権限を移譲します。</p> <p style="text-align: right;">（平成 28 年 4 月 1 日から施行）</p> <p>国際課 026-232-1644 (FAX) Email: kokusai@pref.nagano.lg.jp</p>
<p>5</p>	<p>婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設（県立ときわぎ寮）の施設長の年齢要件を廃止します。</p> <p style="text-align: right;">（平成 28 年 1 月 1 日から施行）</p> <p>こども・家庭課 026-235-7390 (FAX) Email: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp</p>
<p>6</p>	<p>長野県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例案</p> <p>障がい者等が安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりの一層の推進を図るため次のとおり改正をするほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に規定する建築物移動等円滑化基準に県独自の基準を付加します。</p> <p>(2) バリアフリー法に規定する特別特定建築物の一部について、基準適合義務が生じる対象面積を引き下げます。（2,000㎡→1,000㎡）</p> <p>(3) 障がい者等用駐車場の適正利用の推進等について規定します。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日（(1)及び(2)は、平成 28 年 12 月 1 日）から施行）</p> <p>地域福祉課 026-235-7172 (FAX) Email: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp</p>

7	<p>職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例案</p> <p>職業能力開発促進法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>人材育成課 026-235-7328 (FAX) Email: jinzai@pref.nagano.lg.jp</p>																
8	<p>高等学校設置条例の一部を改正する条例案</p> <p>第1期長野県高等学校再編計画に基づき、長野県大町高等学校及び長野県大町北高等学校を統合し、長野県大町岳陽高等学校を設置するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成28年4月1日から施行)</p> <p>高校教育課 026-235-7488 (FAX) Email: koko@pref.nagano.lg.jp</p>																
9	<p>長野県警察関係許可等手数料徴収条例等の一部を改正する条例案</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正により、特定遊興飲食店営業が新設されることに伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 長野県警察関係許可等手数料徴収条例 新たな事務に係る手数料の額を次のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="300 1249 1362 1615"> <thead> <tr> <th colspan="2">主 な 内 容</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">特定遊興 飲食店営業</td> <td>営業の許可</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>短期(3月以内)の営業の許可</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>許可の再交付</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>許可証の書換え</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>営業所の構造又は設備の変更の承認</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td>管理者講習</td> <td>講習1時間につき650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 特定遊興飲食店営業について条例に委任された次の事項を定めます。</p> <p>ア 営業所の設置が許容される地域(長野市権堂地区の一部地域)</p> <p>イ 営んではならない時間(午前5時から午前6時まで)</p> <p>ウ 営業者の遵守事項</p> <p style="text-align: right;">(平成28年6月23日から施行)</p> <p>生活安全企画課 026-233-0108 (FAX) Email: police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp</p>	主 な 内 容		金 額	特定遊興 飲食店営業	営業の許可	24,000円	短期(3月以内)の営業の許可	14,000円	許可の再交付	1,100円	許可証の書換え	1,400円	営業所の構造又は設備の変更の承認	9,900円	管理者講習	講習1時間につき650円
主 な 内 容		金 額															
特定遊興 飲食店営業	営業の許可	24,000円															
	短期(3月以内)の営業の許可	14,000円															
	許可の再交付	1,100円															
	許可証の書換え	1,400円															
	営業所の構造又は設備の変更の承認	9,900円															
	管理者講習	講習1時間につき650円															

新設条例案

10	<p>個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例案</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により個人番号の利用が開始されることに伴い、県独自事務における個人番号の利用並びに特定個人情報の県機関内における利用及び県機関間における提供等が可能となるよう、必要な事項を定めます。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 1 月 1 日から施行)</p> <p>情報政策課 026-235-0517 (FAX) Email: johoh@pref.nagano.lg.jp</p>
11	<p>長野県登山安全条例案 (詳細は、別紙 (P5) のとおり)</p> <p>日本を代表する山岳県にふさわしい登山の安全対策を総合的に推進し、登山者の本県への来訪及び滞在を促進し、本県の観光の振興に寄与するため、次のとおり条例を制定します。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 県及び登山者等の責務並びに山岳遭難防止対策協会、山岳関係事業者、山岳関係団体、登山ガイド及び旅行業者の役割を定めます。(2) 登山者等の遵守事項を定めます。(3) 安全な登山のための啓発活動等を推進します。(4) 安全な登山のための環境整備を支援します。(5) 山岳遭難者の捜索及び救助を実施するための体制を整備します。(6) 火山災害における登山者の安全確保のための市町村による避難計画の策定に対する支援等を行います。(7) 指定登山道を通行する際の登山計画書の届出を義務付けます。 <p style="text-align: right;">(公布の日 ((7) は、平成 28 年 7 月 1 日) から施行)</p> <p>山岳高原観光課 026-235-7257 (FAX) Email: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp</p>

廃止条例案

12	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例を廃止する条例案</p> <p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正により、公的個人認証サービスに係る認証業務について、知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みが廃止されることに伴い、廃止します。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 1 月 1 日から施行)</p> <p>情報政策課 026-235-0517 (FAX) Email: johoh@pref.nagano.lg.jp</p>
----	--

長野県登山安全条例について

観光部 山岳高原観光課

1 制定の背景

- ◆ 山岳遭難件数は、平成 22 年から平成 25 年まで 4 年連続で過去最悪を更新
平成 26 年は減少したが、年間 272 件と過去 2 番目の多さ

山岳遭難防止対策検討会からの提言（平成 26 年 3 月）

登山者の多様化、初心者の増加に対応し、県は登山者が遵守すべきルールを明示し普及すること

- ◆ 登山道一斉調査の結果 300 箇所以上の看過できない危険箇所を確認 ⇒ 登山道の集中整備が必要
- ◆ 平成 26 年 9 月 御嶽山噴火災害の発生 ⇒ 火山の防災の視点からの安全対策の必要性

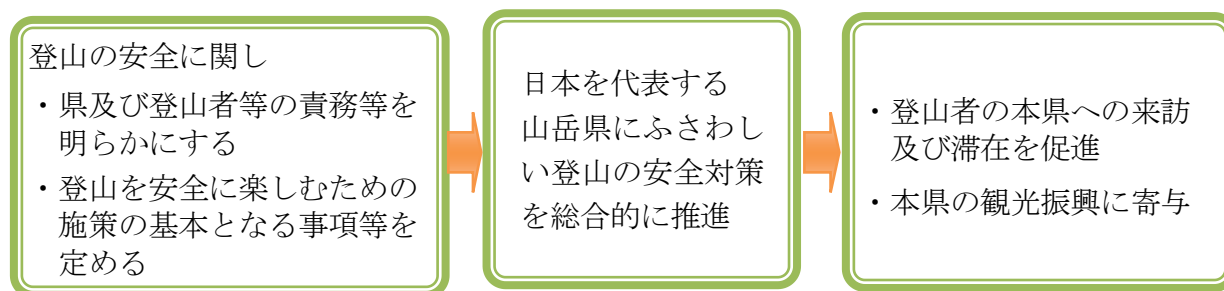
2 条例のポイント

登山を安全に楽しむための環境を整備する。

- ◆ 登山は自己責任の原則を踏まえつつ、登山を安全に楽しむために、登山者が守るべきルールや県の責務・施策等を明確化
- ◆ 広範囲な山岳を対象に、現在任意である登山計画書の提出を、条例に根拠を持たせ広く呼びかけていく。（義務化とするが、罰則規定は設けない。）
- ◆ 山岳関係者、市町村、国、県等の関係者による山域デザインを策定し、安全に登山するためのインフラである登山道や標識等を継続して整備していくことを規定
- ◆ 火山については、突然の噴火により多くの登山者が被災する可能性があり、必要な施策を規定

3 条例の概要

(1) 目的



(2) 対象となる登山者

里山を除く山岳を登山（遊歩道の通行を除く。）する者
ただし、山岳において次のいずれかに該当する業務に従事する者以外のもの

- ・ 山岳遭難者の捜索又は救助に関する業務
 - ・ 山小屋等の設置又は運営の業務
 - ・ 森林の整備、保全又は管理の業務
 - ・ 自然公園の管理の業務
- 他

(3) 責務と役割

	対象者	責務又は役割の内容
責務	県	・登山を安全に楽しむための施策の総合的な策定、実施
	登山者	・登山が常に遭難の危険を伴う行動であること及び登山は自己の責任において実施するものであることを認識
役割	山岳遭難防止対策協会	・県や市町村と連携し、山岳遭難の未然防止 ・山岳遭難者の捜索及び救助
	山岳関係事業者 (山小屋事業者、索道事業者、登山用品販売事業者等)	・登山者に対する安全な登山のための情報提供 等
	山岳関係団体 (山岳会等)	・登山者に対する安全な登山のための情報提供 ・登山者の登山に関する技術の向上の支援
	登山ガイド (信州登山案内人等)	・登山者に対する山の魅力の伝達 ・登山者の安全確保
	ツアー登山を実施する 旅行業者	・ツアー登山に参加する登山者の安全確保 ・ツアー登山に登山ガイドの同行

(4) 登山者の遵守事項

- ・山岳の特性を知り周到な準備をすることが山岳遭難の未然防止につながることを認識し、あらかじめ、登山計画を作成すること。
- ・季節や気象状況に応じた服装をし、必要な装備品を携行すること。
- ・その他「登山を安全に楽しむためのガイドライン」に定められた事項

(5) 県の施策

項目	内容
安全な登山のための啓発活動の推進等	・安全な登山のための情報の提供 ・「信州 山のグレーディング」の実施 ・山岳の魅力などの登山者が山岳を楽しむための情報の提供 他
外国語による情報提供	・外国人の登山者の安全を確保するための情報の提供 他
安全な登山のための環境整備	・山域の関係者と協働して山岳の環境保全及び適正利用の方針を決定 ・地域ごとの山域の将来像に基づいた登山道及び標識の整備を支援 他
山岳遭難者の捜索及び救助	・山岳遭難者の捜索及び救助体制の整備 他
火山災害における登山者の安全確保	・市町村による登山者の避難計画の策定に対する支援 ・市町村に対する火山現象に関する情報の提供 ・シェルター等の避難施設や防災用品の整備に対する支援 他

(6) 登山計画書の届出

- ・指定登山道^{*1}を通行しようとするときは、あらかじめ、登山計画書の知事への届出を義務付け
- ・隣接県の行政機関、登山計画書を受け付ける団体^{*2}等に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。
- ・県は登山計画書の届出を行いやすくするための必要な措置^{*3}を講ずるものとする。

※1：指定登山道・・・遭難の発生のおそれが高いと認められる山岳の登山道を指定

※2：日本山岳ガイド協会が運営するオンライン登山計画書届出システム「コンパス」を想定

※3：「コンパス」等の電子申請の普及、コンビニのマルチコピー機を利用した届出様式の出力・FAX 送信

(7) 山岳保険への加入

山岳を登山しようとする者の山岳保険への加入の努力義務を規定